

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第35回 経済建設常任委員会 会議録

開催年月日		平成23年2月23日（水曜日）		開会 10時00分		閉会 13時14分	
開催場所		第三委員会室					
出席委員		山木、清水、中田、山腰、水口				事務局	中嶋事務局長
		委員外議員～窪之内、渡辺					田湯次長
欠席委員		田村					山本主査
説明員		別紙のとおり					
議 件		別紙のとおり					
議 事 の 概 要	1. 請願第10号(株)農業開発公社粉飾決算に関わる告発等を求める請願書（平成23年2月2日付託）						
	(1) 討論 山腰委員（反対）、清水副委員長（賛成）、水口委員（反対）						
	(2) 採決						
	・委員長を除く4名による採決の結果、賛成少数（1：3）で不採択とすべきものと決定した。						
	・委員長付託事件審査報告は、第1回定例会で行うこととし、報告書の文案は、正副委員長に一任することに決定した。						
	2. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。						
	(1) 滝川市営住宅東町団地建替基本計画について						
	(2) 除排雪事業の実施状況について						
	(3) 平成22年度一般会計補正予算について						
	(4) たきかわ冬まつりの開催報告について						
	(5) 平成23年度雇用交付金事業について						
	(6) 中空知地域職業訓練センターの施設譲渡について						
	(7) 滝川市観光振興計画の策定について						
	(8) 平成22年度一般会計補正予算について						
	・滝川ふれ愛の里の運営管理に要する経費の補正						
	・土地改良事業費に要する経費						
	(9) 平成22年度農業農村整備事業における国の追加経済対策（補正）の対応について						
	(10) 道営土地改良事業の法手続き等に係る施行申請者について						

平成23年2月21日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成23年2月10日付け滝議第186号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

記

滝川市長の委任を受けた者

経済部長	若 山 重 樹
経済部参事	多 田 幸 秀
経済部商工観光課長	五十嵐 千夏雄
経済部商工観光課副主幹	志 賀 久 幸
経済部商工観光課主任主事	青 木 康 男
経済部商工観光課産業観光連携室主査	前 田 昌 敏
経済部商工観光課産業観光連携室主任主事	清 水 拡 智
経済部農政課長	新 井 敏 幸
経済部農政課農業基盤整備室長	北 野 清 隆
建設部長	大 平 正 一
建設部技監	三 谷 文 彰
建設部土木課長	川 本 滋
建設部土木課副主幹	尾 崎 敦
建設部土木課主査	千 葉 一 稔
建設部土木課都市計画室長	千 葉 強
建設部土木課都市計画室副主幹	湯 浅 芳 和
建設部土木課都市計画室主査	中 井 崇 敬
建設部建築住宅課副主幹	伊 藤 和 博
建設部建築住宅課副主幹	鎌 倉 幸 男
建設部建築住宅課主査	林 仁 彦
建設部建築住宅課主査	万 年 英 人

(総務部総務課総務グループ)

第35回経済建設常任委員会

H23.2.23(水)10:00～

第 三 委 員 会 室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 請願第10号（株）農業開発公社粉飾決算に関わる告発等を求める請願書
（平成23年2月2日付託）

（1）討論

（2）採決

2. 所管からの報告事項について

《建設部》

（1）滝川市営住宅東町団地建替基本計画について

（資料） 建築住宅課

（2）除排雪事業の実施状況について

（資料） 土 木 課

（3）平成22年度一般会計補正予算について

（資料） 都市計画室

《経済部》

（4）たきかわ冬まつりの開催報告について

（資料） 商工観光課

（5）平成23年度雇用交付金事業について

（資料） 商工観光課

（6）中空知地域職業訓練センターの施設譲渡について

（資料） 商工観光課

（7）滝川市観光振興計画の策定について

（資料） 商工観光課

（8）平成22年度一般会計補正予算について

・滝川ふれ愛の里の運営管理に要する経費の補正

（資料） 農 政 課

・土地改良事業費に要する経費

（資料） 農 政 課

（9）平成22年度農業農村整備事業における国の追加経済対策（補正）の
対応について

（資料） 農 政 課

（10）道営土地改良事業の法手続き等に係る施行申請者について

（資料） 農 政 課

3. 第1回定例会以降の調査事項について

4. その他について

5. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第35回 経済建設常任委員会

H23.2.23(水)10:00～

第 三 委 員 会 室

開 会 10:00

委 員 長

委員動静報告

出席～山木、清水、中田、山腰、水口。欠席～田村。委員外議員～窪之内。プレス空知、一般の方の傍聴を許可する。

1. 請願第10号(株)農業開発公社粉飾決算に関わる告発等を求める請願書

(1) 討論

委 員 長

前回の委員会で確認したとおり、これより請願第10号に対する討論に入る。討論はあるか。

山 腰

新政会を代表して本請願の採択を否とする立場で討論する。(別紙)

委 員 長

ほかにあるか。

副委員長

日本共産党を代表して本請願の採択を可とする立場で討論する。(別紙)

委 員 長

ほかにあるか。

水 口

市民クラブを代表して本請願の採択を否とする立場で討論する。(別紙)

委 員 長

これにて討論を終結する。

(2) 採決

これより挙手により採決する。ただいまの出席委員数は5名である。本請願を採択することに賛成の方の挙手を求める。(1:3)

挙手少数である。よって、本請願は不採択とすべきものと決した。

委員長付託事件審査報告については、3月3日開会の第1回市議会定例会で行うこととし、報告書の文案については、正副委員長に一任いただけるか。(よし)

そのように決定する。以上で本委員会に付託された請願第10号に対する審査を終了する。

ここで渡辺議員を委員外議員として傍聴を許可する。若干休憩する。

休 憩 10:20

再 開 10:22

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。

2. 所管からの報告事項について

委 員 長

議案関連については(3)、(5)、(6)、(8)、(9)である。議案審査にならないよう留意願う。(1)について説明願う。

(1) 滝川市営住宅東町団地建替基本計画について

三谷技監

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長

① 駅前団地さかえと今度建つ建物との設計の共通点や違いについて、基本的に今後の設計はどう考えているかについて伺う。

② 老人特定目的住宅については非常に大きな評価をしたい。これは現在の見晴団地の特定目的と同じように、夜間に警備員が常駐してインターホンでつながる体制をとられているが、それと同じような計画なのか。また、3棟で1Lが39戸ということだが、先ほどの説明では13戸をという表現だったと思う。それは1棟目だけであり、2棟目、3棟目も1Lについては老人特定目的住宅とするのか伺う。

	③ 説明会について、緑町団地まで含めていつごろ行われるのか伺う。 ④ この78戸ということは、緑町団地の現在の入居者までは全部入居できるということだと思うが、そうすると次の東団地の建てかえ計画はどのような状況になっているのか伺う。
三谷技監	① 駅前団地との違いの件であるが、基本的にはユニバーサルデザインと考えていて同じである。部分的な詳細についても同じである。廊下等を幅広くして住戸も車いすで使えるように考えている。 ② 老人特定目的住宅ということであるが、駅前団地にも10戸つくったが駅前団地と同じ考えである。見晴団地のようにデイサービスがあって、夜見回ってくれるようなサービスは考えていない。1LDK39戸というのは東町団地全体の78戸のうち39戸を老人特定目的住宅で、61歳以上の高齢者が入居できる住宅にしたいと考えている。 ③ 説明会の件であるが、今年度中に緑町を対象にして、東町の1棟目から2棟目は確実に緑町から移転になるので、23年度中に説明会を行いたいと思っている。 ④ 東町は全部で78戸つくる。現入居者は27世帯で残りの部分は緑町から移転するが、3棟目までは緑町を入れて約20世帯ぐらが残る。それは緑町団地の建てかえで住みかえをしてもらう。平成28年から緑町の建てかえも始まり、まだ緑町の基本計画はできていないが、そこには主に東団地から誘導移転していただくことになる。今の計画でいくと緑町の建てかえ完了は平成31年になる。それまでに東団地から移転をしていただき、平成32、33年で東団地の解体をしたいと思っている。
副委員長	最後に前倒しもあるということなので、32年以降の他の団地の、開西、江南、北辰の建てかえのめどについても伺う。
三谷技監	平成20年度に渡したストック総合活用計画と変わっていない。開西団地が平成32年から工事にかかり35年に完了する。次に江部乙江南団地が平成37年から工事が始まり平成40年度に完了する。東滝川団地が平成40年度に建てかえをするよう考えている。
副委員長	最後に伺うが、開西団地及び江南団地の一部にふろがついていない。このような団地を今後15年以上継続するということは、公営住宅法の考え方からいうと著しくおくれることになると思う。公営住宅法の考え方ではどのように考えているかを伺う。
三谷技監	公営住宅法の考え方では、このような老朽化したふろのない団地は早く建てかえなり、環境をよくせよということは当然ある。市としてもこういう団地は建てかえなどで解消してきたが、まだ半分ぐらにある。今は泉町団地を行っているが、東団地を含めて古い団地から極力許される財政状況の中で、建てかえを進めていきたいと考えている。
委員長	他に質疑はあるか。
窪之内委員外議員	① 先ほど緑町の20世帯が78戸の中に吸収できないで残るという話であったが、新しく入居させていないということもあるので、今の状態で20戸残るといふことなのか、その辺がどういう方向になるのかについて伺う。 ② テレビがデジタル化されたということで、塔にアンテナをつけると思うのだが、BS、CSの受信可能なものが栄町団地からつけられているのかどうか伺う。

三谷技監	① 緑町団地に関しては84戸あり、現入居者が78戸ある。その方たちに対しての20戸という意味である。
	② デジタル放送アンテナの関係で、当市においては通常の放送のアンテナがついており、特殊なBS、CSにおいては設置していない。ただし個人で設置した場合は配線できるような配管やスリーブ等を用意している。
委員長	他に質疑はあるか。
渡辺委員外議員	緑町団地のことが具体的に出てきたので何うが、緑町に平成28年度から団地が建つので皆が残られたら困る。今後町内会長としっかり打ち合わせをしてもらいたいと思うが考えを伺う。
三谷技監	当然建てかえの説明会を通して、皆さんからアンケートなどをとって自分が将来どこに行きたいかということを確認める。もちろん町内会長にも話をして全体的な意見を聞いて進めたいと思っている。
渡辺委員外議員	緑町団地を建てかえるということだが、今の段階では規模はどうか伺う。
三谷技監	平成20年度に示したストック総合活用計画の中で、簡単な配置図が載っている。基本的に緑町は現在84戸あるが東団地のほうから統合になるので、88戸予定している。1棟は東町と同じように5階建ての40戸を建設して、残りは2階建ての公営住宅を3棟予定している。今の計画ではそのようになっているが、ただしこれは平成20年につくった計画なので平成25年度に事情が変われば見直しをして基本計画の中で変わってくることも考えられる。もっと土地を有効に使うことを考えているので変わることもある。
委員長	他に質疑はあるか。
副委員長	今の駅前団地さかえは、堆雪スペースが両サイドにあって排雪の必要がないが、啓南団地は排雪をしている。その費用というのは相当大きいのだが、ほかのスペースに関してはどうなるのか伺う。
三谷技監	東町団地は資料の2枚目を見ていただければわかると思うが、駐車場の隣に冬場の堆雪スペースを考えているが、これだけでは足りないと思う。この団地は先ほども説明したとおり高齢者が多いということから、車を持っている人が非常に少ない。全体で半分にも満たないと思う。余ったスペースを冬の堆雪スペースにとということも考えている。それで間に合わなければ年に1回は排雪していただくことになる。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)(1)は報告済みとする。(2)について説明願う。
	(2) 除排雪事業の実施状況について
川本課長	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。
副委員長	① 国道が2割減という予算の中で、市として国道のことしの道路管理についてどんな感想を持っているのか。道路事務所と意見交換をしていれば内容について伺う。
	② 道路に対する雪出しあるいは歩道に雪を積む行為であるが、個人とそのスペースで利益を得ている者とは明確に区別をするべきと思っている。きちんとお金をかけて排雪をしている商店街の皆さんと、一方では、ここは歩道だからといってそこにどんどん雪を積む業者がいて、それを放置しておくのはまずいと思うのだが、所管としてはどのように指導や対応をされているのか伺う。
川本課長	① 新雪除雪については国道にタッチして市道があるので、その辺については2割減に関係なく除雪されていたのかと思う。我々もタッチの部分については

	気をつけて作業をしていた。特に新雪の部分については大きく2割減が影響されたのかと感じたが、排雪の部分は2割減の影響があったのかと思う。従前であれば歩道のほうを機械でかき上げて取っていた部分が若干残っていたのではないかと感じていた。市道については例年どおり作業を進めた状況である。 ② 苦情の関係であるが、確かに雪出しをしている業者も見られる。我々としてもパトロールをして、出しているのを見たときには出さないように指導はしている。夜中や朝方に作業されてわからなかった部分があって、明らかにここに出したということがわかれば注意をして改善してもらう方向で対応している。除排雪は道幅など地域に差が出てくる。そののよしあしの評価はしづらいが、業者が排雪する、しないというのは明確である。地域差ではなく、業者の姿勢の問題である。市がしっかり指導をしていかなければ、苦情が来るたびに対応しているということでは弱いと思う。広報などで「雪を大量に出す業者さん、雪は排雪しましょう。しなければ指導させていただきます。」これぐらいは言うべきだと思うが行う考えについて伺う。
副委員長	確かに明らかに道路に出すような除雪をしている業者はままいる。我々は市民のほうに業者が頼む場合に除雪する雪をどこに持っていくのか、排雪するのかを見極めて取り組んでいただきたいということは以前指導したことはある。よく除雪する業者はいないかといった問い合わせがあるが、そのときには必ず最後の雪の処理まで考えた除雪をしてもらいたいという話はしている。
川本課長	私はそちらのことを聞いているわけではない。個人宅を除雪する業者がどこかに押しているようなことはある。これはこれでルール化しなければならない。押す場所がなければ受けられないという丁寧な業者と、押すところがあるとなかろうと、とにかく歩道に出すという業者もいる。私が聞いたのは、例えば開業医、自営業、そういう経営者が自己の店舗の前の雪を横にどんと積んでいるようなケースを言っているわけでそれについて伺う。
副委員長	開業医であっても事業主であっても同じなので、それについては来年に向けてそういうことがないような形で広報等も考えたいと思う。
川本課長	他に質疑はあるか。(なし)(2)は報告済みとする。(3)について説明願う。
委員長	(3) 平成22年度一般会計補正予算について
千葉室長	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。
副委員長	結果的にはここまで具体的になっているわけで、いつごろ完成するのか、スケジュールについて伺う。
千葉室長	工事の工程について、完成は平成24年2月9日とJRから聞いている。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)(3)は報告済みとする。所管入れかえにつき若干休憩する。
	休 憩 11:06
	再 開 11:12
委員長	休憩前に引き続き会議を再開する。(4)について説明願う。
	(4) たきかわ冬まつりの開催報告について
前田主査	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。
水 口	観光協会とそれにかかわる関係者との連携が思うようになっていないというような話を耳にすることがある。市と観光協会の間でそういう部分があったか伺

- う。
- 五十嵐課長 今回の冬まつりについては、観光協会を中心に実行委員会を組織して、松原氏が会長ということで進められた。市のかかわりとしては、当初実行委員会は事務局を中心に原案をつくり、案を作成するときから実行委員会に市も参加をして実施した。その実行委員会の中では市としての意見も言わせていただいているので、協力体制はとれたと思っている。
- 水 口 かかわる関係者のほうから市に対して何か次年度に向けての要望等はあったか伺う。
- 五十嵐課長 今回の冬まつりを運営する中で、事務局、実行委員会に参加した団体と若干のやりとりが100%できたのかという反省する部分もあるが、3月20日に次の冬まつりの反省会を開催する予定になっているので、その中で反省して来年のまつりにつなげていきたいと思っている。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 副委員長 ① 市民も入れて3,000人の参加だと思うが、近隣市町村以外の本当の観光客はどれくらいだったのか。特に調査もしていないように感じたのだが、テレビ、新聞報道でどれくらいだったのか伺う。
- ② 駐車場のことであるが、2,200万円かけた河川敷の大駐車場が完全に雪の壁の向こうにあり、このことについては実行委員会でどんな議論がされたのか。これにかかわって、結局某宗教団体の協力もあり駐車場は大きくわけて、図書館の裏と表、そして某団体の駐車場ということで、一体あの河川敷の駐車場は何だったのか、滝川市の2大、3大祭りの一つが全く使う気もないということであれば、これからもそのような考え方をしなければならない。実行委員会の検討結果を伺う。
- ③ シャトルバスの状況について伺う。
- ④ 冬まつりについては場所も中味も、雪中綱引きのように50万円もの大賞金をかけた時代から企画等に非常に苦労されていると思う。これからもこのような状況で祭りがどうなっていくのか見通しについて伺う。
- ⑤ 費用の面で観光協会に500万円の予算がついているが、このうち冬まつりにどのくらいかけられているのか。また、参加された団体が持ち出すようなことがなかったのかについて伺う。
- 前田主査 ③ シャトルバスの運行状況であるが、会場と江部乙道の駅を結ぶということで企画したが、実際に利用されたのは土曜日に1名だけだった。会場からランタンフェスティバルの会場へも運行する形をとっていたが、この区間を利用されたのも1名だった。日曜日に関しても会場と道の駅を結ぶ区間で1名の利用があった。計3名の利用にとどまった。
- 五十嵐課長 ① 市外からの実質観光客と呼べる方というのは、調査していないので把握していない。報道関係についても、テレビ等の取材についても把握していない。
- ② 駐車場の関係であるが、イベントの集客見込みによって駐車場の確保を考えるが、今回の場合は近隣駐車場で十分対応できるということで、河川敷の駐車場までは必要がないのではないかと使用しなかったと聞いている。
- ④ 今後の冬まつりの見通しについては、全道雪中綱引き大会のように、全道から観光客を集めるという企画から始まって、これが昨年から取りやめになった。ことしはどのような形で行うかということについて、近隣には冬にパークゴルフをする会場がないので、冬のパークゴルフで集客をしようと企画をした。

これについても3月20日に反省会をして今回の冬まつりの実態を確認して、次に向けてどのように外客誘致をしていくかということにつなげていきたい。

⑤ 費用の関係であるが、観光協会で集約しているので予算は確認していない。3月20日に今回の報告があると思うのでその時点で協会から幾ら支出したかということが明らかになることから、今は答えられない。参加団体の持ち出しについては特になかったと聞いている。

副委員長

① 駐車場については近隣に十分な駐車場があるので必要ななかったということで、これで2年連続冬の使用はなかった。季節の半分しか使わないということで、費用対効果がこれではほぼ評価はできるのかと思うが、年に1度使うか使わない駐車場に大きいお金をかけたことに経済部としての考えについて伺う。

② 観光についての答弁は一生懸命さが感じられない。民間が一生懸命やっているのに市が調査もしないという話になるのか。市民が頑張っているときの市の姿勢として疑問に思うが考えを伺う。

五十嵐課長

① 河川敷の駐車場については、先ほど答弁したとおりイベントを行う場合に入り込みの予想を立てて、イベントごとに駐車場の範囲を決めていくことで行っているのですが、今回の冬まつりについても十分近隣の駐車場で対応できるということで使わなかった。足りなかった場合は当然イベントに使うことで用意したので活用していきたい。

② 姿勢について厳しい質問があったが、観光振興計画をこの後で報告するが、この計画の策定の中でも滝川市の中に観光の入り込みデータが少ないというのが課題になっていて、これからもイベントごとにどこから来たのか、日帰りなのかといった必要なデータについてことしの菜の花まつりから取って、今後の観光振興に役立てていこうと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(4)は報告済みとする。(5)について説明願う。

(5) 平成23年度雇用交付金事業について

志賀副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長

共通要件の中には、その後の継続雇用ということは記載されていないが、初めてではないのでその後の継続雇用というのはどの程度予測しているのか、強く押し出しているということについて考えを伺う。

志賀副主幹

重点分野事業については、昨年9月の市議会定例会で補正予算を組み、ホームページ事業が初めて承認いただき、昨年10月からことし3月末で終了する予定である。重点分野については6名の雇用を更新しているが、引き続き雇用するというのは絶対条件であるので、そのような形で引き続き継続いただけるように委託先に働きかけている状況である。

副委員長

これができる業者は、市内に5～10カ所あると思う。1年間を公的資金で出してもらえるのであれば、開発費なしで、継続するということから言えば、プレゼンテーションを行う意気込みがあってもよいと思う。商品に対する理解、販路に対する理解に対して、1年間のノウハウは大きいわけであり、それを売るだけの商品がある会社となれば、ぜひ選択していただきたいと思うが考えを伺う。

志賀副主幹

この魅力発信事業であるが、入札方法については、プロポーザル方式を予定していて、さらに、この事業については1年間ではあるがプロポーザル内容を見て、今後も続くような形の事業所を選択したいと思っている。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし)(5)は報告済みとする。(6)について説明願う。

五十嵐課長 **(6) 中空知地域職業訓練センターの施設譲渡について**
(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 ○前回の資料請求について(別紙請求資料1及び2に基づき説明する。)

副委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

五十嵐課長 結局、国が行っていたものを中空知地域職業訓練センターで行うということになって、それを支援する同意書ということで、特に3番目の予算、決算、負担金、大規模修繕及びその負担等について協議をする場を設ける。ここに、5市5町が参加する。これが担保ということであるが、1つはこのようなことと行政として、今までは国や道が議会にかかわっていたと思う。今後は、5市5町の最も近いかかわりのある行政は、市町村になるわけである。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき公社と同様に議会への経営状況説明というようなことを出資金、出捐金ではないが、毎年1,400万円ほど負担金を出している。そういう点で、その他の経営状況報告に当たる施設に地方自治法上該当するか、率が低くても、できるだけ議会に報告するという流れになっていると思う。議会の報告をどのように今後考えているか伺う。

副委員長 同様の質問を以前にもいただいていて、そのときには、予算、決算の中で、負担金を支出するので、その中で、議論をいただきたい。今もその考えは変わっていない。

委員 長 予算審査特別委員会が始まるが資料要求が出されたら、できる限りわかりやすい実態をこの1,400万円の負担金がどう使われるのか、どう支えられるかという資料を作成していただきたい。これは要望である。

五十嵐課長 他に質疑はあるか。(なし)(6)は報告済みとする。(7)について説明願う。

委員 長 **(7) 滝川市観光振興計画の策定について**
(別紙資料に基づき説明する。)

副委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

若山部長 新年度に入ってから大きな課題として、観光戦略の中に横綱白鵬関の活用というものが出てくるが、菜の花まつりは出てこない。何に力を入れるのかということが、これだけではわからない。横綱白鵬関に関しては現在の日本相撲協会が本場所巡業中止、場合によっては夏場所も危ういということであるが、公益法人の取り消し、NHKのテレビ中継の廃止などいろいろなことが言われている。そういう中で、横綱白鵬関に関してはどんどん進めるということではないと思う。世間の相撲に対する見方は、著しく変わっている。かなりの人が、相撲を特別扱いする必要がないと言っている。ほかのスポーツと同列に自分たちでスポンサーを探すべきだと思う。白鵬関を観光振興計画の中での位置づけをする上で、そういう状況をどのように考えているか伺う。

若山部長 今、相撲協会なり、大相撲が置かれているのは大変厳しい環境にあると思う。ただ、現状として、まだ結論が出ていない。マスコミなどではいろいろ報道されているが、実際に私たちの耳には、はっきりしたことはまだ届いていない。副委員長が言われるように、どのくらい大半かはわからないが、その中で考えなければならないことは、副委員長が言われたように巡業云々はやめる。相撲協会が滝川に横綱が来ることはだめということであれば受け入れなければならないと思っている。その点については一切出ていない。横綱白鵬関自体が八百長云々という話ではない。その中で考えると今時点では昨年同様、観光大使と

して滝川に来ていただいて務めていただきたい。また、観光大使として本当に外にピーアールしていただきたいという気持ちは継続して持っている。滝川に来て昨年行ったような、何連勝お祝いというパーティーのようなものは自粛しなくてはいいけない。直接ではないが、耳伝いに聞いている。その辺を注意しながら行っていきたいと思っている。

委員 長
水 口

他に質疑はあるか。

① P11 に旧計画の検証についてということで、平成8年に策定されて、これがいつまでのもので、どれだけの期間があいていて、改めて策定になっているのかについて伺う。

② 旧計画の検証について、今回の計画に一番大きく検証を踏まえて反映された点が、もしあればお尋ねしたい。

③ P25 に一番わかりづらい部分であるが、観光協会の役割と市の役割をどうするか。これはずっと観光協会に職員を大勢派遣して体制を強化していたが、どういう形になっているのか見えづらい。この資料を読んでもよくわからない状況である。ここで言える観光協会と滝川市の役割の明確な役割が何なのか聞かせていただきたい。

前田主査

①② 平成8年につくられた前計画は10年間の計画であった。平成8年から平成17年度までということで、その期間は終了している。18年から期間が切れて23年までの5年間、間があいて、23年度から新たに5年間ということである。前計画についてはゾーンごとのプログラムという形のまとめ方をしていたが、今回はそれをやめて市の観光全体を考える中で、どんなことをしていく必要があるか、何が足りないのかという観点から、助言をいただきながら今回の形態にまとめさせていただいたということである。時間がない中ではあるが最終意見を会議に出席していただいている委員、アドバイザーからの最終的な意見をいただく中で、微修正を加えたものを最終版ということで、つくり上げたいと考えているところである。

五十嵐課長

③ 観光協会と市の役割分担についてであるが、過去、協会と市の一体化ということで職員を先方に派遣していたが、昨年より業務主事を取りやめるということで、職員を戻して、昨年1年間行ってみた。同じところで仕事をするのと離れてするのではスムーズに行かない点があったので、先日も観光協会会長と経済部長以下で今後の取り組み方について協議をし、個別の役割分担をした。大まかに言えば、イベント等の実施については観光協会。PR関係、広報関係については市ということで細かく分担表にまとめて、ある程度協会、市という役割分担の協議を行った。その中で、表で分担をしてもなかなか連携が取れないということで、月に1回、市と観光部門が集まって一体となって協議をしながら、情報交換を進めていくことで了解をいただき、今後はそのように進めていくよう考えている。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし)(7)は報告済みとする。所管入れかえにつき若干休憩する。

休 憩 12:01

再 開 12:03

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。(8)について説明願う。

(8) 平成22年度一般会計補正予算について

・滝川ふれ愛の里の運営管理に要する経費の補正

新井課長
委員 長
副委員長

(別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わった。質疑はあるか。

① この21年度と22年度の2年間さかのぼった電気料算出基礎の見直しによる増額ということについて、指定管理代行施設はたくさんあるが、全体の施設の中で幾つの指定管理でこういうことが行われているのか。過去にこのような事例があるのかについて伺う。

② 改修工事であるが、262万6,000円の根拠について、改修工事に伴う営業負担ということがこれまであったのか伺う。

新井課長

① 今回の電気料高騰で調査をしたが最終的にはそういう施設はなかったと聞いている。

② 過去にあるのかということについて、私は承知していない。また、262万6,000円の根拠は、平成22年度の工事をした期間とその前年の同時期の収入を比較し、支出で落ちる分があるのでそれらの差額ということである。収益になる部分がどれだけ落ちたかという計算をしたということである。

副委員長

① 今農政課長は電気料高騰の影響がほかの施設にはなかったと言われたが、課長が担当している施設は幾つもないわけで、施設全体にわたって調査されたのかということと、もしされたのであればゼロということは絶対にあり得ない。伝習館にしてもふろを沸かしているし、すべての施設で電気代はたくさん使っていると思う。どんな調査をして、それぞれどんな影響が出て、ここだけこういう措置をとるということを一覧表等で提出してもらいたい。資料要求を求める。資料要求の内容は、指定管理施設すべてについての平成21年度、22年度の電気料算出基礎の見直し額による増額を考えたのと同じような電気料の調査結果値の資料を求める。

② 改修工事というのは予算時点でわかっている話で、指定管理そのものは改修工事を行って、そこに客がいなくなるのをわかっているで予算を作成しているもので、考え方がおかしい。年間額を相手方から出してきて、幾らで契約をするかというわけで、それを当時予測できなかったというのなら別だが、当時、計画に入っていたものにこうして出してくるというのはおかしいと思う。過去に指定管理施設で、改修工事を行うことによって営業収入が減収した事例は幾つもあると思う。今回だけそういうことをするという指定管理者制度あるいは、契約制度の法的根拠を示してほしい。

多田参事

法的根拠については後ほど答弁したいと思っているが、平成22年度当初の指定管理を積算して、指定管理代行の金額の中には今回の休業試算、5月31日から6月11日までの12日間に及ぶ休業の部分については指定管理には加味されていないということもあって、最終的に工事が終了して、日数が固まって休業の補償をしているというものである。建物は市の施設であり、市がみずから改修に要する工事を行ったということになっている。積算に当たっては公共維持の取得に伴う損失補償基準の規定を参考にして算出している。

若山部長

通常の工事の改修によって二、三日休むことでは我々も相談にも乗らない話だが、今回は12日間という長い改修工事ということで、損失補償基準の規定をもとに計算した。他の施設でこれだけ大きな改修工事があったとは記憶していないが、指定管理施設の中で調べてみると通常の休みであれば営業負担金を出すつもりはなかった。電気料の関係では、ヒートポンプを使っていて、燃料というよりも電気代がかかってくる施設で、そういう意味で先ほどから課長の答弁

委員長
若山部長
副委員長

の中で、燃料代でなくて電気代でと言っている部分である。燃料代が高騰したときに行政のほうでもそれに対する補てんをするのかということについて調査したこともある。燃料だけでなくヒートポンプを使うことで電気代が高どまりになっていることもあり、他の施設と同じく考えることはどうなのかと思う。資料の提出は可能か。

経済部だけでは無理なので、資料については総務部とも協議する。

確かにヒートポンプなのでそうだと思うが、そうなるとほかの施設はそれに匹敵するのが燃料である。燃料代はことし非常に高かった。21年度は比較的安かったが、20年度も非常に高かった。21年度、22年度を燃料も含めて同じ基準で、すべての指定管理施設の調査結果の一覧表の提出をお願いしたい。机上配付で結構である。

委員長

所管のほうは可能な限り机上配付でお願いする。

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

① この2つの補正額について、いつどのような形で話が出されてきたのか。21、22年度の話なので、21年度の結果を見て22年度で話が出てきてもよかったかと思う。市のほうは考慮してグリーンズと話し合ったわけではなくて、向こうのほうから、こうなったからこのようにしてくれという話になったのかと思うが。時期はいつだったのか伺う。

② 改修工事については先ほどの説明で、日程的なものがわからないということもあって、22年度の指定管理代行負担金では見なかった。工事が終わった時点でこれについては当初から負担するということの約束があったと答弁されたのかと思うが、そうなのかどうかを確認したい。

③ 温泉部分の休業なのだから、違った形で企業努力が必要だったわけで、当初からわかっていたことを、こういう形で持ち出してくることが、先ほど通常の二、三日の休業であればこうしたことはなかった。今回の12日間の休業で、通常である二、三日を引いて、9日分の積算なのかということがわからない。副委員長からも積算の根拠を示してほしいとの質問があった。その部分の答弁がされていなかったなのでその説明を含めてお願いしたい。

多田参事

① 指定管理について、グリーンズとして22年度が始まった時点で、その分加味しなかったのかということだが、22年度はそういった条件下であってもグリーンズとして努力をしていこうと取り組んできた。正確な日には答えられないが、12月の実績状況も踏まえてグリーンズから市に、指定管理代行負担金の見直しについての要請があった。

② 改修工事については、指定管理代行負担金の考え方に近い部分もあると思っているが、工事が終了した段階でそれ以降改修による効果ということもあった。改修の効果がどこまで続けていけるのか、何とか22年度内で売り上げ向上の中でプラスにしていけるのではないかとといった期待も持ちながら運営してきたということもあるが、12月の経営状況の中で株式会社滝川グリーンズの中から費用負担について話がきた。

新井課長

③ 計算の根拠は実質9日間で前年も3日間の休業をしている。通常の部分は計算根拠には入れていない。

窪之内委員外議員

指定管理施設について、他の施設でこのようなことが起きた場合、全部市としては法的にはこたえていかなければならないのか伺う。

若山部長

営業負担金のことと思うが、経営しているところが第三セクターではないのか

という考えが頭にあったかといえゼロではなかった。すべての施設において、今後市に反映するのかどうかというのは、経済部の中では判断できない問題であるし、経済部でほかにも指定管理施設を持っている中で、その状況を加味していく考えを持っている。

委員長
山 腰

他に質疑はあるか。

説明不足だと思う。株式会社滝川グリーンズは欠損金を抱えて、累積赤字が6,000万円か7,000万円あって、今期も1,000万円ぐらい赤字になる。このままで推移していけば倒産になる。そんなことを考えれば滝川市の施設だから、どこかで手を差し伸べてあげなければならないというのが本音だと思う。そうでなければ、自助努力して会社が生き残る策を考えるべきと思うが、その一端として何とか赤字を減にするために、今回求めてきたのだと思う。求めてくる根拠もゼロではない。これに類した施設もたくさんあって、原油がひどく高騰したときに市はそれなりにアフターしたと思うのだが、今回の場合は見え見えも甚だしい。職員の給料も上がらない状況だと聞いている。そんな経営状況のところにお客も集まらない。生かすのであれば、本音を言って、これの法的根拠だの、契約だのということではなく、助けることが主なのだから、もう少し正直に説明して皆に理解してもらえるような資料を出すべきで、所管が違うから資料が云々の問題ではないと思う。

若山部長

山腰委員の言うとおりで、グリーンズ自体でも売り上げ向上プランなどいろいろな対策を講じている。単独で金融機関からの借り入れも行って一生懸命やっている。そういった中で公共の立場で何かをしてあげることができないかと考えたことも事実である。その中で向こうから2点のことを提案された。私たちもこれにこたえなければいけないという形で積極的にこのことについては支援しなければということである。委員の言うとおりで累積赤字もあるし、今期も1,000万円近い赤字の予測も立っている。ほかの施設に比べて、空知管内の温泉施設では26万人という客が入っている一番の施設である。皆さんに愛されている施設ということで、ここで踏ん張らないとこの施設をなくすことはできないし、第三セクターとして行っているグリーンズもなくすことはできない。他の施設は委託料で大きな額を出しているが、グリーンズは指定管理料という小さな額で一生懸命経営努力をしているということもあり、そこを加味してやらなければならないと思って補正を出させていただいた。温泉内部では料金に転嫁しようかという話も出て相談も受けたが、景気も低迷しているときに料金に転嫁することは望ましくないということでこういう事態になった。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)滝川ふれ愛の里の運営管理に要する経費の補正については報告済みとする。土地改良事業費に要する経費について説明願う。

・土地改良事業費に要する経費

北野室長
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(8)は報告済みとする。(9)について説明願う。

(9)平成22年度農業農村整備事業における国の追加経済対策(補正)の対応について

北野室長
委員長
窪之内委員外議員

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質問はあるか。

前段の報告とも関連するが、これは時限、時限できているので、年度について

も何年継続されるのかわからないのか。計画しているところは2年や3年のパワーアップの継続だけでは終わらない事業なわけで、その辺の見通しと、道の予算が46%の執行ということになったり、国のこういったことが出てきて、当初計画していると同じぐらいな速さで整備が進んでいくと考えられるのか、予算の関係でおくれていくと見たほうがよいのか伺う。

北野室長

パワーアップ制度については平成22年で終わるが、5年間ごとの継続になっている。今現在、はっきりとは示されていないが、今まで3期続けて5年ごとできたので5年ごとだと思う。予算の進捗率であるが、各年度に必要な地区の管理計画の事業費ベースでいくと、今現在は約60%の進みぐあいになる。このまま同じ額でいくと6年間の事業計画であるが、60%しかきていないので今の段階では10年かかると考えている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(9)は報告済みとする。(10)について説明願う。

(10) 道営土地改良事業の法手続き等に係る施行申請者について

北野室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長

残った26億円相当というのは今後どういうスケジュールになっていくのか伺う。

北野室長

その地区を分割してそれぞれ地区が成り立つのかを検討して、今は4地区から5地区に分割せざるを得ない状況である。また、東滝川地区は次の平成25年度に予定しているので、西南地区の分割した地区と東滝川地区も分割しなければならない場合もあるので、25年度には2地区の申請を予定している。

副委員長

単純に国の農業農村整備事業等の予算が激減したことに伴ってこうなったということはわかるのだが、これというのは土地区画改良事業の実態に影響を及ぼさないと考えているのか、おくれるけれども何とかやって行ける、支障はあると考えているのか、現場の農業経営者はどう考えていると市は把握しているのか伺う。

北野室長

通常、北海道地区で行っている事業は1地区15億円程度のものが多いが、滝川市は20億円を超えるものが結構多い。採択されたとしても予算の枠は決まっているので、幾ら大きい地区が設定されたとしても来るお金は少なくなって、現状の60%ぐらいにしかならない。もっと厳しい状況になることを踏まえて小さい地区に分けて同じ10年かかるにしても採択を確実にしたいというのが道の判断である。大きい地区で採択になったとしても、10年、15年とかかる場合もあるので、小分けにして確実に地区取りをしていきたい。平成24年度に地区が突出しているということで、その部分の平準化を図りたいというのが道の意見であった。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

滝川市が施行申請者となって事務手続を進めるということであるが、空知土地改良区は施行技師なども持っているのでできるが、市はこの場合事務手続だけで、その他は改良区が代行して行ってくれるのか。分割することによって全部が市のほうに入ってくると、市で設計したりする人材の確保もあるので大変なことだと思うのだが、その辺は空知土地改良区とどのような任務分担をしているのかについて伺う。

北野室長

滝川市が申請人になっても今までの作業と変わらない。あくまでも事業主体は空知土地改良区ということになる。法手続に必要な申請書に名前が載る表紙が、

委員長

15名以上の印鑑を押したものが滝川市になるかの違いで、書類等の作成は空知土地改良区で行い、滝川市は何ら事務量がふえることはない。

若山部長

他に質疑はあるか。(なし)(10)は報告済みとする。

次に、前回の経済建設常任委員会での2件の保留分の答弁を願う。

前回の委員会で清水副委員長から今回の粉飾決算にかかわって、ある特定の方の関係で、どのような法律に該当していくのかという観点の質疑について答弁する。会社法第976条第7号に該当するという見解をした。市のほうでも、懲戒処分が出ているので、地方公務員法にも該当するところである。善管注意義務違反がいろいろ意見の分かれるところだが、粉飾決算ということで一般論として考えても善管注意義務違反に該当していくのではないかと思われる。この3つに該当していくのではないかと思っている。

副委員長

① 善管注意義務違反は当然であり、これが該当しないという根拠で意見が分かれるということは、善意の管理者としての注意義務があるわけであるから、粉飾決算というのは、単に数字をかえるということではない。それによって経営判断がまともにできなくなる。そういうことを考えると意見が分かれるということには絶対ならないと思う。善管注意義務違反について、該当すると思うということであるが、該当しないということの一方の意見を聞かせていただきたい。

② 民法第709条の不法行為による損害賠償に該当すると思うが、故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害したものは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うという中味である。これは18期に1,100トン进行初め購入して大量に余した。ところが、在庫として292トンは適正在庫としてみなされた。粉飾決算したことで、19期は20期に対して、20期は21期に対して、当然経営判断を誤った。タマネギを多く買い過ぎたり、少なく買い過ぎたりということになる。この2年間で2,000万円以上の赤字が出ているわけである。タマネギを腐らしたのは630万円であるが、そこに目を奪われがちでそれ以外に1,500万円以上の赤字を出しているわけである。その原因は何かというと、粉飾決算によって取締役会は正確な判断をすることが妨げられ、不法行為によって会社経営を乱したということを考えられないかどうか伺う。

若山部長

① 結論としては、該当すると思われる。

② 言われているのは不法行為より先に進んだ法的根拠の関係か何かがあるのかと思うが、今、粉飾決算によってタマネギの買入れが云々ということ言われても私たちはそのような判断は今のところではしていないので、それが不法行為に当たるかどうかを直に聞かれても答弁に窮するところである。

副委員長

第三セクターの指針の2に、情報開示の責任の明確化と、(1)に事業採択から現状に至る経緯としての責任。ここで、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償等請求等の是非も検討の上その旨明らかにする必要がある。結局、これまでの答弁では、損害賠償請求は必要ないという結論に至っているが、そこで、善管注意義務違反は今までないと言われていたわけであるから、あるということになると、忠実義務違反はあるのか、不法行為責任は粉飾決算自体が不法行為なので、経営が不透明になったためにいろいろなことが取締役すら知らないと思う。20期に1,100トン購入したタマネギのうち、いつ、幾らをほか

に転売したのか伺う。また、転売の際に購入した価格と、売った価格と、そこで輸送したときに差損が出ているのかいないのかもあわせて伺う。

若山部長 善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為等云々について、損害があった場合の賠償という形になる。今までの私たちの範囲内では、損害がないことだけ答えたいと思う。

副委員長 20 期、21 期に虚偽の報告がされたということは 22 年第 3 回市議会定例会の経営報告の前段で、市長が発言されている。さらに若山部長が深くわびている。そうであれば 2 ページの 2 行目の中ほどでは虚偽であり、わびているのであれば、実はこうであったということをきちんと説明願いたい。

委 員 長 答弁調整により若干休憩する。

休 憩 12 : 58
再 開 13 : 00

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。

副委員長 結局、今回請願でも掲載しているように虚偽の報告がされている。この中のどこが虚偽であったかという、文章は何も訂正されていない。議会に対する市長報告の文書の中で、19 期、20 期の表についての資料はいただいているので不要である。説明書きの中のどこが虚偽であったか、修正した文書を作成して資料として出していただきたい。株式会社滝川農業開発公社の資料ではなく、市長の調査権に基づく点について資料要求をしたい。

若山部長 資料が手元にないので、間違いであれば直すという方向で、新しい文書になるかどうかはわからないが一度精査する。

委 員 長 委員にお諮り願うが、資料要求についてよいか。

山 腰 どうも話が食い違う。今、再調査をしてその報告を提出してもそもそも疑問である。今までの過程では議会でも委員会でも、すべてやり尽くしてきた。その結論が請願であったわけで、きょうは請願を採決したわけであり、副委員長は次から次へと疑問点を出すのであれば、小出しにしないで一度に請願のときに出せばよかったのではないか。そのたびに毎回毎回委員会で報告している。副委員長の言っている年次的にどうなのか、謝罪がどうなのか、粉飾決算をして謝罪していた。それを精査して再度謝罪するところはあるのか。

委 員 長 他に質疑はあるか。

副委員長 謝罪していただきたいとは言っていない。

委 員 長 他に質疑はあるか。

副委員長 これは、報告案として議会に出されたわけで、本来であれば、議員の発言に間違いがあったならば、訂正するわけであり、株式会社滝川農業開発公社の問題であるかは別の話として、議会運営上の問題として虚偽の文書が出されて、このどこが間違っていたということは、出すのが当然のことと思う。そういうことを含んでいるということを理解いただきたい。

委 員 長 副委員長から発言のあったことについて改めて精査して机上配付するかどうか所管に伺う。

若山部長 副委員長が言われた文書が手元にないので、ここではっきり申し上げられない。当時の文書を見てから回答を出したい。私たちは、議会に提出する決算報告を一字一句云々は行っていないが、当時の調査チームによって調査して結果を報告しているものは、その時期に解決したものと判断している。私たちはその段階で済んでいると認識していた。毎回、毎回、新たなものがさかのぼって出て

きて、それに対して答弁が済んだ後、また新たなものがさかのぼって出くる云々ということでは、今回は精査しなくてはいけないとしか言えない。もし、今までの調査を行ったもので調査チームが結論を出したものと、遜色がなければ出さないという考えである。

委員長
若山部長
副委員長

現時点では、出さないということか。

調査して、精査する考えである。

今回請願審査にかかわってわかったことは、長の調査権あるいは地方自治法第243条に基づく議会への経営状況報告について、実はかがみがついているだけで、全部農業開発公社からの報告を載せているだけである。これは、長の調査権に基づいてきちんと調査していれば粉飾決算を2年間も見逃すこともなかった。そういう反省をしてほしいということを言っている。本来であれば、株主総会で議案書を添付する。長の調査権に基づいて議案書を添付するというのが、分析的な目を持っていれば、市が発見することができた。そこが大きな反省点である。この件については、議会運営委員会であのような訂正でよかったのか、問題がないかどうかの観点で発言させていただきたい。ただ、議会に報告するときは添付するというようなことで作成したというようなことは、チェックをしていないという証拠となるので、そこは今後、改善していただきたい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) この件については報告済みとする。

3. 第1回定例会以降の調査事項について

委員長

別紙のとおり確認してよいか。(よし) 別紙調査項目のとおりとすることに決定した。

4. その他について

委員長

委員から何かあるか。(なし) 事務局から何かあるか。(なし)

5. 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会の日程については、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし) 以上をもって、第35回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 13:14